

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		建築設備（昇降機等）の建築等に関する確認
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第87条の4
所 管 部 課		建設局 北部建設事務所 建築審査課 (048-646-3242) 建設局 南部建設事務所 建築審査課 (048-840-6242)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	建築基準関係規定(建築基準法第6条第1項)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月20日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	7日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成19年6月20日最終改正
備 考		